

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書を招請する。

令和 4 年 4 月 28 日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務概要

(1) 業務名称

業務①：「第三次甲府市環境基本計画」策定業務

業務②：「甲府市地球温暖化対策実行計画」改定及び
「甲府市ゼロカーボン戦略」策定業務

(2) 履行期間

業務①：契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

業務②：契約締結の日から令和 5 年 2 月 28 日（火）まで

(3) 業務内容

業務①：別紙「第三次甲府市環境基本計画」策定業務仕様書のとおり

業務②：別紙「甲府市地球温暖化対策実行計画」改定及び「甲府市
ゼロカーボン戦略」策定業務仕様書のとおり

2 参加資格要件

本手続きに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。また、参加できる者は法人とする。

- (1) 納付すべき国税及び地方税に滞納がない者であること。（消費税及び地方消費税、法人住民税等に未納がない者。）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 2013年以降、国または地方公共団体等の発注による環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画など、本業務の内容と同種の業務の受託実績があること。

3 手続き等

(1) 関係資料の入手方法

「第三次甲府市環境基本計画」策定、「甲府市地球温暖化対策実行計画」改定及び「甲府市ゼロカーボン戦略」策定業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等を甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込書の提出方法、提出期限及び提出先等については、実施要領等を参照すること。

4 連絡先

〒400-0831 甲府市上町601-4

甲府市 環境部 環境総室 環境政策課

電話：055-241-4363

FAX：055-241-6190

電子メール：kanseisaku@city.kofu.lg.jp